

でんさいネットでは、お客様が保有する「でんさい」の残高を証明する「残高証明書」の発行が可能です

- でんさいネットの残高証明書は、基準日時点で、お客様が債権者・債務者・電子記録保証人・特別求償権者・求償権者として記録されている「でんさい」の件数・金額等を証する書面です。
- でんさいの「残高証明書」は、利用契約単位で発行されます。複数の利用契約を締結している場合、利用契約ごとに発行請求していただく必要があります。
- 淡陽信用組合経由で請求を行っていただくと、お客様が指定した宛先(監査法人や税理士等、お客様以外の宛先も指定可能)へ、でんさいネットから「残高証明書」が直接送付されます。

残高証明書の発行方法

「定例発行方式」と「都度発行方式」がございますが、利便性の高い「定例発行方式」のご利用を推奨しています。

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
発行方法	<p>・<u>お客様が指定した基準日に定例的に発行することが可能です。</u></p> <p>※途中で発行停止等の依頼がない限り自動的・継続的に発行します。</p>	<p>・<u>お客様が指定した基準日にのみ発行します。</u></p>
請求方法	<p>・淡陽信用組合所定の様式で、定例的な発行を請求いただければ、<u>次回以降の請求は不要です。</u></p> <p>※請求が基準日近の場合、受付できない場合があります。</p>	<p>・でんさいネット所定の様式で、残高証明書を必要とする都度、請求いただく必要がございます。</p> <p>※請求書は、淡陽信用組合で交付します。</p>
発送期間	<p>・<u>発行基準日に応じて、毎月10日・20日・月末を締日として各締日から原則として6営業日後</u>に、でんさいネットから簡易書留郵便で発送されます。</p> <p>※上記期間経過前の発送状況の照会や至急発送等の依頼を承ることはできません。</p>	<p>・<u>でんさいネットが請求を受け付けた日から原則として6営業日以内</u>に、でんさいネットから簡易書留郵便で発送されます。</p>
発行手数料	・1通につき 2,200 円	・1通につき 4,400 円
発行基準日	・ <u>請求日以降の日付(未来日付)</u>	・ <u>請求日以前の日付(過去日付)</u>

※定例発行方式で送付先として監査法人等の住所を指定している場合は、監査法人等の住所または監査法人等自体が変更となったときには、郵送先住所等の変更手続きが必要となりますので、淡陽信用組合までお申し出ください。

※複数の金融機関とでんさいの利用契約を締結している場合で、すべての利用契約の残高証明書が必要な場合は、それぞれの金融機関に残高証明書の発行について依頼していただく必要があります。

詳細・サンプル等は、でんさいネットのホームページをご覧ください

<https://www.densai.net/balance/>

()